

倶知安町旭ヶ丘公園多目的広場使用料

＜令和2年4月1日からの使用料＞					＜令和2年3月31日までの使用料＞				
区分	早朝 午前8時まで	午前 午前8時～ 正午	午後 正午～午後 5時	夕刻 午後5時以降	区分	早朝 午前8時まで	午前 午前8時～ 正午	午後 正午～午後 5時	夕刻 午後5時以降
多目的広場	1,040円	2,090円	2,090円	1,040円	多目的広場	1,000円	2,000円	2,000円	1,000円
備考 1 多目的広場を使用する場合の使用面積区分及び使用料は、次のとおりとする。 (1) 総面積の2分の1を超える場合 上記に掲げる金額 (2) 総面積の2分の1以下の場合 上記に掲げる額の2分の1 2 入場料を徴収する場合は、所定の金額の2倍の額とする。 3 営利又は営業が目的の場合は、所定の金額の2倍の額とする。 4 入場料を徴収し、かつ、営利又は営業が目的の場合は、所定の金額の4倍の額とする。 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。					備考 1 多目的広場を使用する場合の使用面積区分及び使用料は、次のとおりとする。 (1) 総面積の2分の1を超える場合 上記に掲げる金額 (2) 総面積の2分の1以下の場合 上記に掲げる額の2分の1 2 入場料を徴収する場合は、所定の金額の2倍の額とする。 3 営利又は営業が目的の場合は、所定の金額の2倍の額とする。 4 入場料を徴収し、かつ、営利又は営業が目的の場合は、所定の金額の4倍の額とする。				